

令和6年12月23日

南会津町長 渡部 正義 様

南会津町上下水道事業運営審議会
会長 渡部 和 代



下水道使用料の改定について（答申）

令和6年5月28日付け6環第71号で諮問のありました標記の件について、当審議会において慎重に審議した結果、下記のとおり答申いたします。

記

1. 下水道使用料のあり方

南会津町下水道事業の令和5年度決算に基づく汚水処理原価は293.21円/m³、経費回収率は71.81%と、100%を大きく割り込む状況となっており、事業収入により経費を賄う「独立採算制」の原則の観点からも健全な経営となっていない状況であると考えられ、改善が必要であると判断できます。

これまでの整備区域の見直しや施設運営の合理化・効率化による経費削減などの経営努力は認められるものの、下水道使用料のみで経費を賄うことができない状況であることから、下水道使用料の改定はやむを得ないとの結論に至りました。

2. 下水道使用料の算定期間

下水道使用料については、社会情勢、経営情勢等の変化を随時反映することが必要であることから、3年間程度とすることが適当であると考えます。

3. 改定する使用料の考え方

下水道使用料の改定により経費回収率を100%にするには、使用者に対して急激な負担増を強いることとなるため、十分な配慮が必要であると考えます。

一方、下水道使用料と浄化槽処理費用を比較した場合、年間の費用負担額として約8,700円の差が生じていることから、改定率は現行使用料の1.5倍（50%）以内とし、下水道使用者と合併処理浄化槽利用者の費用負担を同程度にすることが適当であると考えます。

4. 原価の算定

原価の算定にあたっては、使用料対象経費における費用構成割合を把握するため、使用者数に応じて増減する経費となる『需要家費』、汚水量や使用者数の多寡に関わらず施設規模に応じて固定的に必要とされる経費となる『固定費』、汚水量の多寡に応じて変動する経費となる『変動費』の3費目から算定する「総括原価方式」を採用し、現行の使用料体系における基本使用料・従量使用料に係る適正単価を算出する手法が適当であると考えます。

5. 下水道使用料について

(1) 基本使用料について

基本使用料には、施設の動力費や処理費用のほか、維持管理費など固定的に発生する経費が含まれており、使用水量の増減に関わらず必要となる費用となります。

総括原価方式により算出された結果によると、現行使用料に対して34.2%の値上げが必要となります。

今回の改定は、下水道使用者と合併処理浄化槽利用者の費用負担を同程度にする目的があり、また、改定率も基本的な考え方で定めた1.5倍(50%)以内であることから、算出結果から10円未満を切り捨てた『2,550円(税込2,805円)』が適当であると考えます。

(2) 従量使用料(超過使用料)について

使用水量に応じて使用料を算定する従量使用料制は、基本使用料との二部制として多くの地方公共団体で採用されており、経営の安定性の確保に有効な手法であると考えます。

総括原価方式により算出された従量使用料は、1 m³あたり314円となり、65%の値上げが必要となりますが、現行の従量使用料と比較し50%を超える改定率となることや、基本使用料も増額となることから、従量使用料の改定は見送ることが適当であると考えます。

一方、使用水量の増加に応じて使用料単価が高くなる累進使用料制(逓増制)については、使用者負担の適正化を図るうえで有効な手法であると考えます。

現行の3段階の区分のほかに、200 m³超の大口使用者区分を追加することは、公平性を確保するうえで適当であると考えます。

なお、段階毎の逓増割合は、現行と同じく10円(税抜)が適当であると考えます。

(3) 消費税計算

現行では、消費税込みの単価であるとともに、基本使用料と従量使用料の合計値に対し10円未満の端数を切り捨てとしています。インボイス制度(適格請求書等保存方式)の導入に伴い、請求書に税率・税額を標記する必要があることから、消

費税抜き単価とし、消費税計算後の端数処理は1円単位とすることが適当であると考えます。

(4) 使用料体系(案)

○ 現行及び改定後の下水道使用料(1ヵ月:税込)

区 分	現行 (税抜)	改定案 (税抜)	改定額	改定率
基本使用料(10m ³ まで)	2,090 円 (1,900円)	2,805 円 (2,550円)	715 円	34.2%
従量使用料(1m ³ につき)				
11m ³ ～50m ³	209 円 (190円)	209 円 (190円)	0 円	0.0%
51m ³ ～100m ³	220 円 (200円)	220 円 (200円)	0 円	0.0%
101m ³ ～200m ³	231 円 (210円)	231 円 (210円)	0 円	0.0%
201m ³ ～ (新)		242 円 (220円)	11 円	4.7%

※ 端数処理 現行:10円未満切捨 改定後:1円未満切捨

6. 改定時期について

下水道使用料の改定には、公共下水道条例及び集落排水処理施設条例の改正を要し、条例改正後に使用者に対する周知期間を十分に確保する必要があります。

一方、改定時期を遅らせることは更なる経営逼迫を招く恐れがあるため、改定時期は、冬期間における暫定使用料精算後の令和7年7月発付分からが適当であると考えます。

7. 付帯意見

(1) 住民等への周知・広報

下水道使用料の改定は、住民生活に及ぼす影響が大きいことから、改定の趣旨、内容等について使用者に対して十分に理解していただくために、効果的な周知・広報活動に努めてください。

(2) 下水道接続の促進

下水道整備済区域内の未接続者に対して、下水道への接続を促し、接続率の向上に努めてください。

(3) 次回下水道使用料のあり方の検証に向けて

「南会津町下水道事業経営戦略」では、毎年度の進捗状況管理を行うとともに、5年毎に見直しを図る目標が示されています。

今回設定した単価は、下水道使用者に対する急激な負担増を緩和するため、改定

率が低く設定されていますが、目標とする経費回収率100%に向けて、更なる経営改善に向けた取組を進めるとともに、「南会津町下水道事業経営戦略」の見直しに併せ、改めて使用料改定に向けた検討を進めてください。

8. むすびに

本審議会では諮問書の趣旨である「受益者負担の原則に基づく適正な下水道使用料」に基づき、下水道使用料の適正価格について示したところです。

今後も引き続き「南会津町下水道事業経営戦略」に基づき、社会経済情勢の変化に対応しながら経営基盤の強化に努め、生活環境の更なる向上のため、下水道事業の一層の推進を切望します。